

## 長崎県公立大学法人コンプライアンス推進規程

〔平成25年4月1日  
規程第20号〕

### (目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における、コンプライアンスの推進について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 長崎県公立大学法人職員就業規則に規定する常勤の教員及び事務職員
  - イ 長崎県公立大学法人非常勤職員就業規則に規定する非常勤職員
  - ウ 法人の契約先の労働者
  - エ 法人の設置する大学等の学生、大学院生等
  - オ その他、特に理事長が認めた者
- (2) 内部通報対象行為 次に掲げる行為をいう。
  - ア 法令（法人における規則、規程、細則、要綱等を含む。以下同じ。）に違反する行為又はそのおそれのある行為
  - イ 職員等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為
  - ウ その他法人の事務事業に係る不当な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に著しい損害を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 内部通報 職員等が、自己又は他の職員等が関与する内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれがあると思われるときに、その旨を通報する行為をいう。

### (コンプライアンス推進委員会)

第3条 法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

### (任務)

第4条 推進委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに係る制度及び体制の整備に関する事項
- (2) コンプライアンスに係る制度の実施状況の把握及び点検に関する事項
- (3) コンプライアンスの取り組みに係る理事長への助言、提言に関する事項
- (4) コンプライアンスに係る啓発に関する事項
- (5) その他、推進委員会が必要と認める事項

### (組織)

第5条 推進委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長

(4) シーボルト校事務局長

- 2 前項に規定する者のほか、理事長の了承を得て、推進委員会が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(委員長)

第6条 推進委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(内部通報制度)

第7条 法人における倫理及び法令違反行為の早期発見と是正を図るとともに、正当に内部通報を行った職員等を保護し、コンプライアンスを推進することを目的として、内部通報制度を設ける。

- 2 内部通報制度については、長崎県公立大学法人内部通報に関する細則（平成25年細則第9号）の定めるところによる。

(事務)

第8条 この規程を実施するための事務は、佐世保校においては総務課、シーボルト校においては総務企画課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。